

三重県多文化共生社会づくり指針

(仮称)

～異なる文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして～

《 中 間 案 》

平成 27 年 10 月

三 重 県

目 次

はじめに

(基本理念)

第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

- 1 外国人住民を取り巻く現状 1
 - (1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会
 - (2) 三重県の外国人住民
- 2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像 6
- 3 新たな指針の策定と計画期間 7
 - (1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定
 - (2) 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の主な成果と残された課題
 - (3) 新指針の計画期間

第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

- 1 「多文化共生」の強みを生かすための視点 10
- 2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向 11
 - (1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
 - (2) 情報や学習機会の提供
 - ①外国人住民への多様な情報提供
 - ②文化の違いや多様性を学びあう機会の提供
 - ③地域の魅力の多言語での発信
 - (3) 基盤となる安全で安心な生活への支援
 - (4) 展開に不可欠なさまざまな主体との連携
- 3 推進に向けての評価と検証 13
 - (1) 目標値の設定による進捗管理
 - (2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

(行動計画)

第Ⅲ章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

- 1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用 14
- 2 情報や学習機会の提供 15
- 3 基盤となる安全で安心な生活への支援 19
- 4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携 21

※ 「多文化共生社会」とは、グローバル化の進展の中で、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、地方創生に向けて協働している社会を指すものとします。

※ 「外国人住民」という言葉は、本来外国籍の住民を意味しますが、この指針では、日本への帰化等により日本国籍を取得した外国人やその家族等、文化的背景やルーツが外国にある人々も含むものとします。

※ 年の表示は、西暦を基本として、和暦を併記しています。

第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

1 外国人住民を取り巻く現状

(1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会

グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化しつつあり、先行きが不透明な社会に移行しています。

そうしたなか、2015（平成27）年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—では、「外国人材の活用」として、高度外国人材の受入れ促進のための取組強化や、留学生のさらなる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化、IT・観光等の「専門的・技術的分野」における外国人材の活躍促進等に取り組むこととしています。

また、2016（平成28）年に三重県で開催する伊勢志摩サミット、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、日本社会において外国人住民に対する意識が変わることで、外国人住民が地域の担い手となることに対する期待が高まるものと考えられます。

さらに、企業の社会貢献活動やNPOの役割の増大など市民社会の成熟により、さまざまな主体による多様な活動が進められるようになってきました。

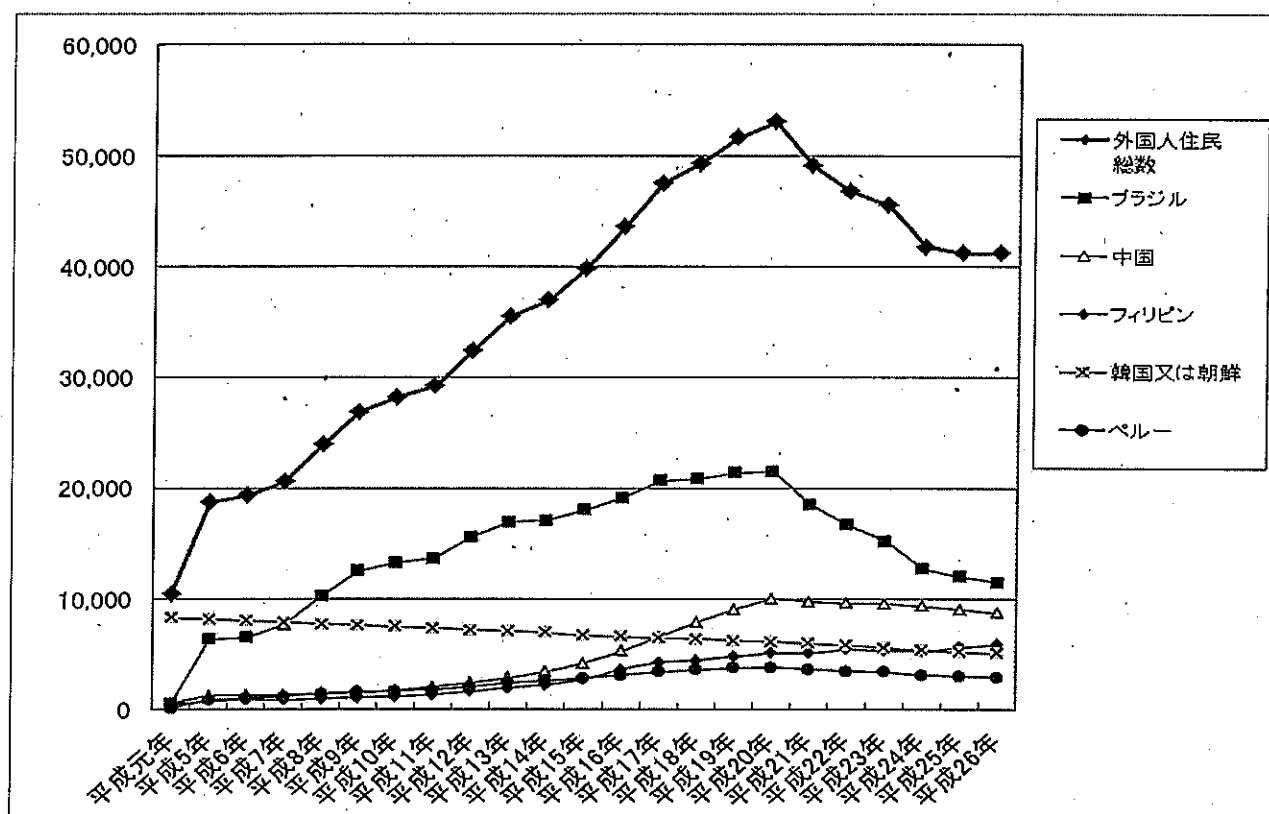
一方、日本の人口減少および少子高齢化問題は深刻であり、地域社会における急激な人口減少、それに伴う地域の活力の低下が懸念されています。

このような状況のなか、さまざまな国の多様な職種の外国人が日本に在住し働くことが見込まれ、外国人住民が持つ異なる視点が、新たな地域の活力となったり、新商品の開発等に貢献したりすると考えられますが、そうした視点の重要性が、社会ではまだ十分に認識されているとは言えません。また、外国人に対する理解が進んでいると思われる反面、ヘイトスピーチと呼ばれる特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的なデモ活動等、依然として外国人に対する偏見や差別等が存在し、誤解や偏見が払しょくされているとは言えない状況も見受けられます。

(2) 三重県の外国人住民

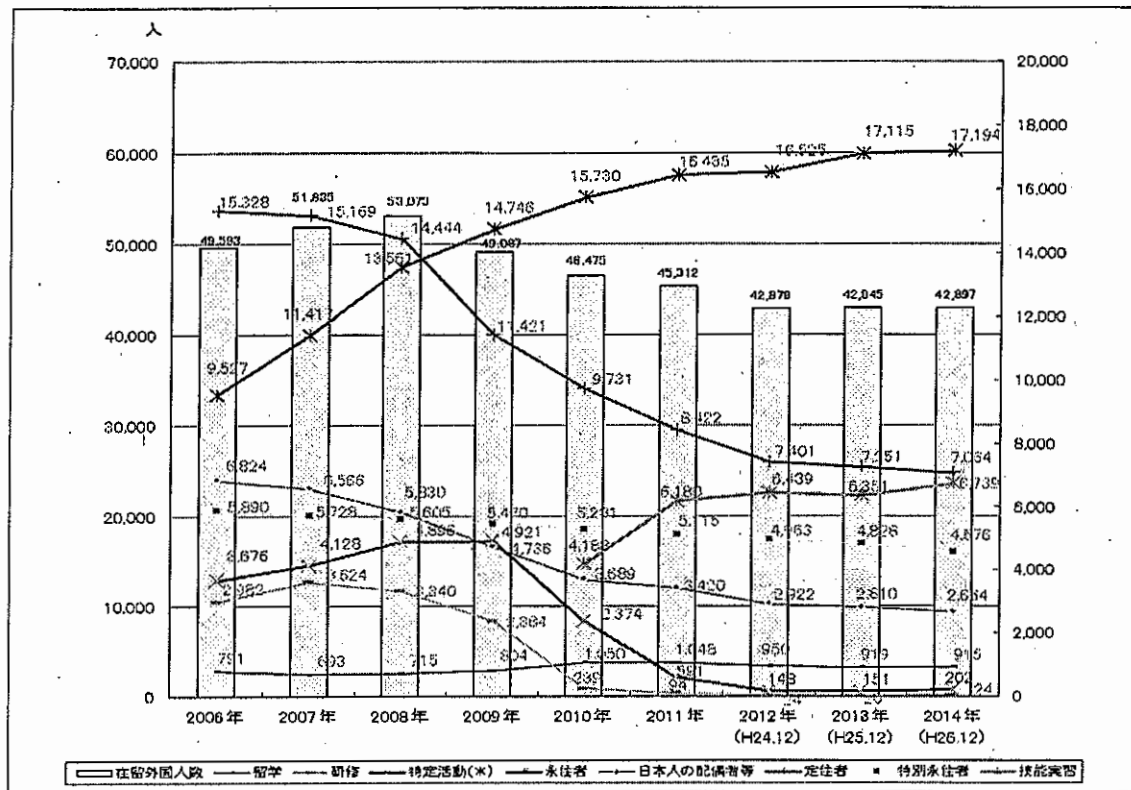
県内の外国人住民数は、2008（平成 20）年をピークに 5 年連続で減少していましたが、2014（平成 26）年末には 41,251 人と 6 年ぶりに増加しました。県内総人口に占める外国人住民の割合は 2.22% で、全国的にも高い割合です。国籍別住民数では、1996（平成 8）年以降ブラジルが最も多いですが、2008（平成 20）年以降は減少しています。一方、フィリピンを中心に東南アジア諸国は増加を続けています（図 1）。

（図 1）「三重県外国人住民国籍別人口調査」（三重県環境生活部多文化共生課）



三重県の特徴として、在留資格別では永住者の割合が高いこと（図 2）、年齢別では年少人口の割合が高いことがあげられます。

(図2) 法務省入国管理局「在留外国人統計」を基に作成



2014（平成26）年12月末現在の法務省入国管理局「在留外国人統計」によると、三重県の永住者・定住者・特別永住者等は合わせて約75%で、全国的にも高い割合です。とりわけ、ブラジル人やフィリピン人にとっては、永住者として在留するものが、ブラジル人約65%、フィリピン人で約44%となっています（表1）。その中には、住宅を購入したり、親族を呼び寄せる動きも見られます。

(表1)

		永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	特別永住者	計
全国籍	全国	677,019	145,312	27,086	159,596	358,409	1,367,402
	三重県	31,911	6,855	1,228	7,522	16,899	64,444
ブラジル	全国	111,077	15,565	2,404	44,559	28	173,633
	三重県	63,322	8,877	1,377	25,404	0.02%	98,999
中国	全国	8,198	897	174	3,279	1	12,549
	三重県	65.28%	7.14%	1.39%	26.11%	0.01%	99.92%
フィリピン	全国	215,155	36,469	11,107	26,676	1,996	291,003
	三重県	32,866	5,577	1,707	4,077	0.24%	44,444
韓国・朝鮮	全国	1,747	478	89	201	7	2,522
	三重県	20.29%	5.55%	1.03%	2.33%	0.08%	29.29%
韓国・朝鮮	全国	115,857	29,150	4,229	43,997	47	193,280
	三重県	53,253	13,407	1,947	20,222	0.02%	88,833
韓国・朝鮮	全国	2,673	595	131	2,146	2	5,547
	三重県	44.39%	9.88%	2.18%	35.64%	0.03%	92.11%
韓国・朝鮮	全国	65,711	15,134	2,311	7,636	354,503	445,295
	三重県	13,112	3,022	0.46%	1,522	70,733	88,844
韓国・朝鮮	全国	349	66	13	39	4,557	5,024
	三重県	6.77%	1.28%	0.25%	0.76%	88.35%	97.40%

法務省入国管理局「在留外国人統計」を基に作成

第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

2015（平成27）年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」では、県内の外国人住民の人口に占める生産年齢人口（15～64歳）の割合は82.46%、年少人口（～14歳）は12.88%（全国2位）と高い状況で、働き盛りの子育て世代が多いのが特徴です。

（表2）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より

三重県の年齢階級別人口（27.1.1現在）

	日本人住民	外国人住民
年少人口（0歳～14歳）	239,059人（13.14%） 全国平均 12.93%	5,273人（12.88%） 全国平均 8.83%
生産年齢人口（15～64歳）	1,084,257人（59.61%） 全国平均 61.17%	33,758人（82.46%） 全国平均 84.19%
老年人口（65歳～）	495,526人（27.24%） 全国平均 25.90%	1,906人（4.66%） 全国平均 6.98%
合計	1,818,842人	40,937人

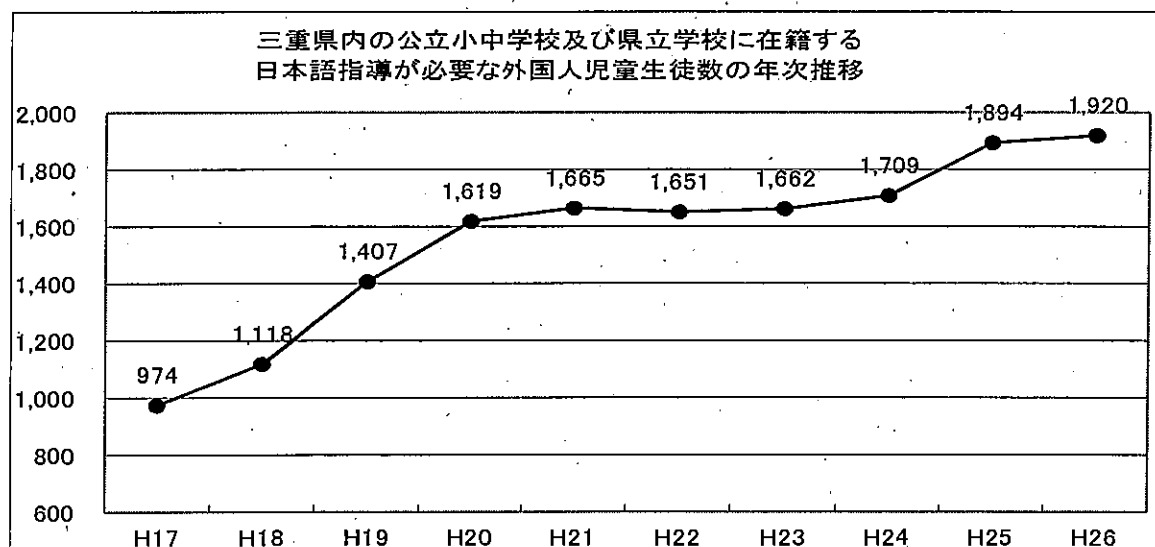
文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度）」によると、日本語指導が必要な児童生徒数は1,920人（全国5位）と多いのが現状です。

（表3）文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

日本語指導が必要な外国人児童生徒												
年度	小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		合 計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
平成19年度	998	119	305	48	98	15	0	0	6	4	1,407	186
平成20年度	1,128	125	358	58	127	15	0	0	6	4	1,619	202
平成22年度	1,094	138	407	62	138	16	0	0	12	4	1,651	220
平成24年度	1,091	140	417	55	176	20	0	0	16	6	1,700	221
平成26年度	1,213	139	464	60	222	19	0	0	21	6	1,920	224

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」に基づき作成

（図3）日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移（三重県教育委員会調べ）



県内の外国人住民の中には、地域社会の役に立ちたいとの意欲をもっている人がいます。しかしながら、日本語が堪能でない、日本人と交流する機会が少ない、地域社会の受入れ環境が整っていないなどの理由から、外国人住民の力が十分に発揮されていない状況があります。外国人住民間の情報や経済的な格差の広がりや、日本語指導の必要な日本国籍の児童生徒が増加しているなど、さまざまな分野で新たな課題が出てきています。

2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像

外国人住民を取り巻く環境の変化や社会情勢の変化を受けて、めざすべき「多文化共生」の地域社会像を次のとおり定めました。

○ 文化的背景の異なる住民が、地域社会を一緒に築いています。

外国人住民を含む地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

また、地域社会を一緒に築くことで、多方面で活躍する多様な人材が育つとともに、グローバルな視野を持つ人材や文化的背景の異なる住民による地域づくりをコーディネートできる人材が育っています。

○ 地域の課題解決に、文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力が生かされています。

地域社会において、文化的背景の異なる人びとの協創・協働により、新しい発想が生まれることに気づくとともに、それを生かして地域の課題解決に取り組んでいます。

また、行政、大学、企業や各種団体等が地域社会の中で協働して、新たな発想により地域の課題解決に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、地域社会の課題の解決が進み、外国人住民を含む全ての住民の幸福感が高まっています。

3 新たな指針の策定と計画期間

(1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定

本県の外国人登録者は、出入国管理及び難民認定法が改正された1990年代以降、ブラジル、ペルーなどの南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増しました。このような状況のなか、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことをめざし、2007（平成19）年3月に、「三重県国際化推進指針（計画期間：平成19～22年度）」を策定しました。

その後、急激な経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にあった外国人労働者の失業が増加しました。帰国支援事業等で帰国した人びとがいる一方、国内に残った外国人住民は、住居、教育、医療等さまざまな分野で深刻な課題を抱えることとなりました。

外国人登録者が減少する一方で、永住者、学齢期人口（7歳から15歳まで）は大幅に増加するなど、外国人住民が永住者として在留する傾向が鮮明となりました。

こうした社会環境の変化や国際化推進施策の成果と課題をふまえ、2011（平成23）年3月に同指針を改訂しました（「三重県国際化推進指針（第一次改訂）（計画期間：平成23～26年度）」（以下「現指針」という。）。※後に27年度まで延長

2012（平成24）年4月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。本県では、外国人住民が地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備し、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざすこととしています。これまで、ビジョンと現指針に基づいて、多文化共生施策を推進し、一定の成果を得ることができました。

グローバル社会の進展、急速な少子高齢化とそれに伴う地域の活力の低下など、近年、県内の外国人住民を取り巻く環境も大きく変化していると考えられます。今後「多文化共生」の重要性が一層増すと考えられることから、めざすべき「多文化共生」の地域社会像を見据え、現指針の成果と課題をふまえつつ、新たな視点で「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定することとしました。

(2)「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の主な成果と残された課題

現指針に掲げた取組の主な成果と残された課題を整理すると次のとおりです。

① コミュニケーション施策の推進

外国人住民が円滑に生活できるよう、日本語の学習機会を提供するなどの支援や多言語ホームページによる情報提供、各種相談窓口の設置を進めました。

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人住民にとっては、言葉の壁が地域社会に参加する障壁になっていることから、地域の日本語教室で活動する日本語指導ボランティアの支援に引き続き取り組むことで、地域社会に参加・参画しやすい環境づくりを進める必要があります。さらに、日本語指導ボランティアやNPO等の支援者には、外国人住民が地域社会の一員として活動するにあたって、外国人住民と地域とをつなぐコーディネーターの役割を担っていただくよう働きかけていく必要があります。

② 生活支援

外国人住民の居住・教育・労働環境・医療・保健・福祉・防災等生活全般について、支援体制の整備等に取り組みました。外国人住民は永住者として在留する傾向にあることから、教育、防災、医療、国籍による就労の制限等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。さらに、情報の不足、言葉の問題や外国人受入れに関する制度の不備等から、高齢化に伴う問題、孤立化、子どもや若年層の貧困等、さまざまな問題が、より深刻な状況となる可能性があります。外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするためには、外国人住民が抱えるこうした課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

③ 多文化共生の地域づくり

市町、市町国際交流協会、経済団体、NPOなどさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催しました。また、外国人住民に地域住民としての自覚や地域活動への参加を促すために、多言語ホームページで、自治会の仕組みや地域の防犯活動などの各種活動を紹介しました。少子高齢化が進むなか、外国人住民を支援が必要な者としてではなく、地域社会の一員としてとらえ、外国人住民の意見を地域づくりに反映させる仕組みを整備するなど共に地域社会を築いていける環境づくりが必要です。

(3) 新指針の計画期間

この指針は、「みえ県民力ビジョン」をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、行政、大学、企業や各種団体等のさまざまな主体が取り組む方向性を示すものです。「みえ県民力ビジョン」第二次行動計画との整合を図るため、本指針の計画期間を2016（平成28）年度から2019（平成31）年度までの4年間とします。

第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

1 「多文化共生」の強みを生かすための視点

外国人住民が永住者として在留する傾向が高まるなか、文化的背景の異なる人びとが互いの文化的違いを尊重し、協働することで多様な視点や新しい発想が生まれます。文化的背景の異なる人びとが、地域社会の一員として新しい発想を生かして課題解決に取り組むことで、地域の活性化につながります。

特に、外国人住民を支援が必要な者としてではなく、地域社会を構成する一員としてとらえることが大切です。また、外国人住民は、日本とルーツである国との懸け橋になり得る人材であり、相互の関わりは、日本人にとっても、グローバル化に対応できる人材の育成を図るうえで、有益な経験となります。

① 「違いを乗り越える」から「違いを生かす」への発想の転換

言葉の壁、生活習慣の違い等からくる困難に対応する外国人住民への生活支援施策においては、「文化の違いを乗り越える」ことが重要でしたが、これからは、「違いを生かす」ことへ発想を転換し、新たな価値の創造をめざします。

また、文化的背景の異なる人びとの活力を、地域住民との協働に生かします。

② 「アクティブ・シチズン」としての社会への参画

外国人住民も、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、積極的に社会に参画することを促します。今般の人口減少社会においては、文化的背景の異なる人びとの多様な視点により、地域を見ることで新たな地方創生を図ることができます。

③ 互惠関係の構築

外国人住民を含む地域住民が対等な関係で互いによい影響を与えあえる状況をつくっていくことで、地域の活性化と人びとの幸福度の向上に繋がります。

2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向

(1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

これまで三重県内で取り組まれてきた多文化共生推進施策の多くは、外国人住民の生活支援に主眼が置かれてきました。その取組においては、文化的な違いは乗り越えるべき壁としてとらえられてきました。文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力を地域の課題解決に活用するため、文化的な違いを新たな発想が生まれる源泉ととらえ施策を展開していきます。

また、文化的背景の異なる人びとが、一緒に地域社会を築いていける環境づくりに取り組みます。

(2) 情報や学習機会の提供

① 外国人住民への多様な情報提供

外国人住民に対して、生活情報だけにとどまらず、県内外での成功事例や県内で活動する市民団体等、地域での課題解決に役立つ情報を多言語で発信していきます。併せて、地域で活躍する外国人住民の情報も発信することで、文化的背景の異なる人びとによる協働を進めていきます。

② 文化の違いや多様性を学びあう機会の提供

日本人住民と外国人住民相互、日頃接することが少ない外国人住民同士の理解を促進する機会を提供していきます。

文化的背景の異なる人びとによる地域づくりをコーディネートできる人材を育成するため、外国人住民を含めた地域住民が学びあう機会を提供し、地域課題解決のためのネットワーク構築に向けた学びとしていきます。

③ 地域の魅力の多言語での発信

三重県をよく知る外国人住民との協働で発信することにより、単なる言語の通訳ではなく、文化の通訳を含めた情報を発信し、より深く三重県や地域の魅力を伝えていきます。外国人住民との協働により、地域の新たな魅力の発掘など、地域の活性化と文化的背景の異なる人びとによる地域づくりを進めます。

（３）基盤となる安全で安心な生活への支援

現指針の主な成果と残された課題をふまえ外国人住民の生活支援に取り組むとともに、永住者として在留する外国人住民が増加すること等から生じる、新たな課題への対応も行っています。

これまで三重県内で取り組まれてきた多文化共生推進施策により、外国人住民が多く在住する市町を中心に、日常的な生活支援が行える体制が整ってきています。災害時の外国人への対応や医療通訳の育成・配置といった、広域で解決すべき課題への対応を中心に安全で安心な生活への支援を行っていきます。

また、県内市町の先進的な事例を他の県内市町へ展開するなど、県内市町の連携強化に取り組んでいきます。

（４）展開に不可欠なさまざまな主体との連携

これまでの取組においても、国、県内市町、他都道府県、大学・企業・各種団体等との連携で施策を進めてきましたが、今後はより広域的かつ幅広い分野での連携の拡充・強化を図っていきます。特に、医療、福祉、防災など分野を越えた多様な主体との連携を推進していきます。

3 推進に向けての評価と検証

(1) 目標値の設定による進捗管理（※ 現在、第二次行動計画を策定中）

めざす姿の実現に向けて着実に進捗できるよう、本指針における数値目標を次の__項目と定め、多面的な視点から施策の達成度を確認します。

目標項目	現状値 2015（平成 27）年	目標値 2019（平成 31）年
1 課題解決に向けた「多文化共生」が もつ力の活用		
2 情報や学習機会の提供 2.1 外国人住民への多様な情報提供		
2.2 文化の違いや多様性を学びあう 機会の提供		
2.3 地域の魅力の多言語での発信		
3 基盤となる安全で安心な生活への支援		
4 展開に不可欠なさまざまな主体との 連携		

(2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

本指針を着実に推進していくため、各施策の進捗状況等を把握し、適切に進行管理を行います。また、進捗状況の結果については、三重県多文化共生推進会議において評価と検証を行うとともに公表します。

具体的には、本指針に掲げた施策の実施状況等を毎年とりまとめ、ホームページなどで公表します。また、公表を通じていただく意見をもとに、今後の施策の進め方について必要な見直しを行うなど、評価・改善のサイクルを回していきます。

第Ⅲ章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

※（）内の部名は、主に取り組む部を記載しています。

1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

【主な取組内容】

（１）外国人住民の意見を地域づくりに反映する仕組みを構築します。

- 文化的背景の異なる住民が、一緒に地域づくりを進めるため、外国人住民が地域住民の一員としての認識を持ち、責任を果たしていく土壌をつくとともに、外国人住民の意見を地域の取組に反映させる「三重県外国人住民会議（仮称）」などの仕組みを導入します。（環境生活部）

（２）多文化共生社会づくりに必要な人材を育成します。

- 少子高齢化が進むなか、地域の活性化をはかり、地域社会を支える人材として外国人住民が活躍できる土壌をつくるため、多文化共生に取り組むNPO、市町国際交流協会等と連携して、外国人住民と地域をつなぐ、コーディネート機能を充実します。（環境生活部）
- 留学生は多文化共生のキーパーソンとして、特に外国人留学生は、卒業後の本県の企業活動における有望な人材としても期待されることから、引き続き留学生への支援を行います。（環境生活部）
- 多文化共生や国際交流等の分野において、地域住民がボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。（環境生活部）

【数値目標】

	2015（平成27）年 （現状値）	2016（平成28）年 （目標値）	2017（平成29）年 （目標値）	2018（平成30）年 （目標値）	2019（平成31）年 （目標値）

2 情報や学習機会の提供

2. 1 外国人住民への多様な情報提供

【主な取組内容】

(1) 多言語での情報提供を進めます。

- 外国人住民が地域社会の担い手となるために、地域の課題や取組について、多言語で情報提供を行う必要があります。こうした情報を容易に入手できるように、各種メディアを活用した多言語による情報の提供を進めます。(環境生活部)
- 特に、ホームページなど外国人住民にも伝わり易いメディアを活用し、映像情報を併せて分かりやすく提供します。(環境生活部)
- 外国人住民が地域での活動を取材発信する取組を進め、外国人住民が地域の担い手となるための環境づくりに取り組みます。(環境生活部)

(2) 地域で活躍する外国人住民の情報を発信します。

- 外国人住民を含めた地域住民による、先進的な地域課題解決の取組を紹介することにより、文化的背景の異なる人びとによる協働を進めていきます。

(環境生活部)

【数値目標】

	2015 (平成 27) 年 (現状値)	2016 (平成 28) 年 (目標値)	2017 (平成 29) 年 (目標値)	2018 (平成 30) 年 (目標値)	2019 (平成 31) 年 (目標値)

2. 2 文化の違いや多様性を学びあう機会の提供

【主な取組内容】

(1) 文化的理解も含めた日本語学習の支援を行います。

- 外国人住民が地域の担い手となるためには、日本社会の文化や習慣に対する理解、日本語の習得が必要です。地域の日本語教室で、日本語に加えて日本文化や習慣についても学ぶことができるような取組を進めていきます。(環境生活部)
- 日本語指導ボランティアには、地域と外国人住民を結びつける役割が期待されることから、日本語教室と地域との連携に向けた取組を進めていきます。(環境生活部)

(2) 多文化共生にかかる啓発を行います。

- 外国人住民が地域の担い手となるためには、地域で活躍する人びとの理解が重要であることから、行政、大学、企業や各種団体等の多様な主体と連携し、多文化共生の意識の浸透を図ります。(環境生活部)
- 外国人住民が地域の担い手となるために、文化的背景の異なる地域住民との連携が促進される取組を進めます。(環境生活部)

(3) やさしい日本語の研修・啓発による普及に努めます。

- 三重県内には、多くの国籍、言語の外国人住民が在住していることから、外国人住民と日本人住民の相互理解、文化的背景の異なる住民が地域社会を一緒に築いていくため、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を進めます。(環境生活部)

(4) 国際交流の機会などを通じて国際理解を促進します。

- 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる教職員やNPO等の職員を対象とした国際理解研修を実施します。また、国際交流員が学校・地域を訪問し、教育の場や地域での国際交流、異文化理解の醸成を進めます。(環境生活部)
- 外国人と日本人が、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、学びあい、相互に協力する雰囲気を育むことができるよう、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解等に関する教育・啓発を一層推進します。(教育委員会)

- 外国人児童生徒の持つ言語や文化等の多様性を生かし、異文化交流や相互理解のための教育を推進します。（教育委員会）
- 国際理解を深めることを目的とする県民や外国人住民の企画する国際交流イベントを県として積極的に後援し、県民等の国際理解を促進します。
（環境生活部、雇用経済部）

【数値目標】

	2015（平成 27）年 （現状値）	2016（平成 28）年 （目標値）	2017（平成 29）年 （目標値）	2018（平成 30）年 （目標値）	2019（平成 31）年 （目標値）

2. 3 地域の魅力の多言語での発信

【主な取組内容】

(1) 文化の通訳を含めた情報を発信します。

- 外国人住民は日本人とは異なる文化を有することから、三重の新しい魅力を発見することや母語で情報を発信することで、国内外に三重県ファンが増えることが期待できます。このため、ホームページ等を活用して、外国人住民による、母語での「三重の魅力」の発信に取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民の視点を取り入れて、外国人に伝わりやすい形で情報発信を進めていきます。(環境生活部)

(2) 地域の新たな魅力を発掘します。

- 文化的背景の異なる人びととの協働により、地域の新たな魅力の掘り起こしを行います。(環境生活部)
- 外国人留学生や外国人住民等の三重県をよく知る人びとからより深い地域情報を発信し、海外での三重県の知名度向上に取り組みます。特に、みえ国際展開に関する基本方針において、本県が重点的に関係を深めたい国・地域については、関係課と連携して、重点的に本県の知名度向上に取り組みます。
(環境生活部、雇用経済部)

【数値目標】

	2015 (平成 27) 年 (現状値)	2016 (平成 28) 年 (目標値)	2017 (平成 29) 年 (目標値)	2018 (平成 30) 年 (目標値)	2019 (平成 31) 年 (目標値)

3 基盤となる安全で安心な生活への支援

【主な取組内容】

(1) 外国人住民に対する生活支援に取り組みます。

- 県内市町の先進的な取組を、県内の他の市町へ展開できるような仕組みづくりに取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に対応するため、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置します。また、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修会を実施し、県内各地域での外国人相談窓口での機能の充実を図ります。(環境生活部)
- 外国人住民の生活を円滑でより豊かなものとするため、公営住宅をはじめとする日本の居住に関する慣習等について、多言語による情報提供、地域の生活ルールを学ぶ機会づくり等を進めるとともに、入居差別が行われないよう行政、NPO、不動産関係事業者等が一体となった取組を推進します。(県土整備部)
- 雇用ニーズに対応した外国人住民への職業訓練を実施します。また、外国人住民に対する労働相談体制を整備します。(雇用経済部)
- 愛知・岐阜・三重県及び名古屋市で定めた「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を普及することを目的とするセミナーを開催するなど、外国人労働者の適正雇用や多文化共生の推進について、県内企業に働きかけます。また、留学生等の外国人住民が県内企業に就職することを支援します。
(環境生活部)
- 市町・NPO等と連携して、医療通訳制度の利用促進に取り組みます。医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療機関等と連携して取り組みます。(環境生活部)
- 社会保険への加入の啓発や多言語対応が可能な医療機関に関する情報提供、医療通訳の利用システムの活用などを進め、普及を拡大させるとともに、保健福祉サービスの多言語化に取り組みます。(健康福祉部)
- 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各種事業に取り組むほか、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、外国人住民の支援体制の構築に取り組みます。また、外国人住民が災害時に地域社会を支える側へと活動の場を広げることができるよう取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民の安全で安心な生活を支援するため、気象情報を多言語により提供します。(防災対策部)
- 県内に住む外国人住民の消費者トラブルの未然防止に取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民が日本社会に適応し、安心して快適に暮らすことができる共生社会の実現に向けて、日本の法令やルールなどの情報提供に取り組みます。(県警本部)

(2) 外国人児童生徒教育を推進します。

- 来日後間もない外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、初期指導教室の設置等、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等を支援します。
(教育委員会)
- 外国人児童生徒への日本語指導や学校生活への適応指導の一層の充実を図るため、外国人児童生徒巡回相談員を学校に派遣します。(教育委員会)
- 外国人児童生徒の学力育成および社会参画力の育成のため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム)の考え方を基にした授業実践の研修を行い、効果的な指導の推進に取り組みます。(教育委員会)
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校制度や職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組むことができるよう、キャリアガイド(多言語の職業案内の冊子と外国人の先輩のメッセージを紹介するDVD)や、三重県情報提供ホームページ(Mie Info)での情報提供を進めます。(環境生活部)
- 県内のブラジル人学校等との連携を進めます。(環境生活部)

【数値目標】

	2015(平成 27)年 (現状値)	2016(平成 28)年 (目標値)	2017(平成 29)年 (目標値)	2018(平成 30)年 (目標値)	2019(平成 31)年 (目標値)

4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

- 外国人住民を含む多様な主体で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催し、県の多文化共生社会づくり施策についての意見を集約し、諸事業を実施していくうえで反映していきます。（環境生活部）
- 県内の集住都市で構成する「三重県市町多文化共生ワーキング」を核として、県および市町の施策に関する情報交換を行うとともに、共通の課題に協働して取り組み、県、市町における多文化共生社会づくり施策の充実をはかります。（環境生活部）
- 地域で生活する外国人住民による「三重県外国人住民会議」（仮称）を開催し、地域社会を一緒に築くための意見を集約します。（環境生活部）
- 諸事業の実施や啓発イベント等を企業やNPO、市町等と協働で行うことにより、さまざまな主体との連携を進めていきます。（環境生活部）

【数値目標】

	2015（平成 27）年 （現状値）	2016（平成 28）年 （目標値）	2017（平成 29）年 （目標値）	2018（平成 30）年 （目標値）	2019（平成 31）年 （目標値）

「三重県防犯カメラの設置及び運用に関する
ガイドライン（仮称）」

（中間案）

平成 27 年 10 月

三 重 県

(目次)

第1	はじめに	1
1	ガイドライン策定の目的	1
2	「防犯カメラ」の定義	1
第2	防犯カメラの効果	2
1	犯罪の抑止	2
2	安心感の醸成	2
3	事件・事故の解決	2
4	環境の整備	2
第3	防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項	2
1	設置目的の明確化及び目的外利用の禁止	2
2	撮影範囲、設置場所等	2
3	設置の表示	2
4	管理責任者等の指定	3
5	秘密の保持	3
6	画像データ等の適正な管理	3
7	画像データの閲覧・提供の制限	4
8	苦情等への対応	4
9	業務の委託	5
10	保守点検と撤去	5
11	自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点	5
12	ガイドラインの活用	5
第4	設置・運用規程の策定	5

(付録)

防犯カメラの設置・運用規程（例）	7
------------------	---

「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）」

（中間案）

第1. はじめに

1 ガイドライン策定の目的

三重県では、誰もが安全に安心して暮らせるまちを実現するため、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）」に基づき、県、県民、事業者及び市町並びに関係団体が相互に連携協力して犯罪のないまちづくりを推進しており、その具体的方策を示した「条例に基づく指針」においては、具体的方策の1つとして防犯カメラの設置を促進しています。

防犯カメラは、犯罪抑止に有効であることから、商業施設や金融機関、駐車場等でその設置が進んでいますが、その一方で、承諾のないまま自分の容姿を撮影されることや、防犯カメラで撮影された画像データ（音声を含む）（以下「画像データ」という。）の取り扱い等に不安を感じる県民の方々もいます。

そこで、三重県では、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和することを目的に、防犯カメラの設置及び運用に際して最低限配慮すべき事項をとりまとめた「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定しました。

防犯カメラを現在設置・運用している、又はこれから設置・運用される皆さんは、このガイドラインや「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」等の法令に従って、防犯カメラの適正な運用に努めてください。

2 「防犯カメラ」の定義

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

(1) 犯罪の防止を目的として設置するもの

※ 例えば、施設利用状況の把握や防災等を主目的とするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは対象となります。

(2) 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するもの

※ 不特定かつ多数の人の通行を想定していない集合住宅（マンション、アパート等）の通路や、事業所・工場の敷地内等を専ら撮影する場合は対象となりません。

(3) 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの

第2 防犯カメラの効果

防犯カメラを設置・運用することによって、以下の4つの効果が期待できます。

1 犯罪の抑止

犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせることができます。

2 安心感の醸成

その場所を利用する人びとや地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和することができます。

3 事件・事故の解決

事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりとなることもあります。

4 環境の整備

性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境の整備につながります。

第3 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項

1 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止

防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）は、「犯罪を防止する。」等の設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはなりません。

2 撮影範囲、設置場所等

設置者は、防犯カメラを設置するにあたっては、設置による防犯効果が最大に発揮され、かつ、プライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向及び撮影方法を定めます。

カメラの角度を調整するなど、私的空間が映り込まないようにし、私的空間が映り込む場合は、その所有者・居住者等の同意を得るよう努めてください。

また、公道等に設置する場合は、必要に応じて、防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得てください。

3 設置の表示

設置者は、撮影範囲の周辺、防犯カメラを設置する建物や施設の出入口等の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称や連絡先をわかりやすく表示することとします。この表示によって、いわゆる「盗撮」行為ではないことを明らかにするとともに、防犯効果をより高めることにもなります。

なお、防犯カメラの設置場所等から設置者が明らかな場合は、設置者の名称や

連絡先の表示を省略することができます。

※ 巻末に「防犯カメラ設置表示の作成例」を掲示しています。

4 管理責任者等の指定

設置者は、防犯カメラや画像データの適正な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

なお、管理責任者は、必要に応じて操作取扱者を指定し、防犯カメラの操作を行わせることができます。

防犯カメラの操作や画像データの閲覧は、原則として設置者、管理責任者又は操作取扱者（以下「設置者等」という。）のみが行うこととします。

5 秘密の保持

設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用してはなりません。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

また、防犯カメラ及び画像データの管理、業務の運営に関する事務の全部又は一部の委託を受けた事業者に対しても、画像データから知り得た情報の漏えいや、不当な使用をしない旨を契約事項に組み入れるなど、必要な措置をとることとします。

6 画像データの適正な管理

設置者等は、画像データ及びDVDやSDカード等の記録媒体の適正な管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなど、盗難及び散逸等による情報漏えい防止措置を講じることとします。
- (2) 画像データの不必要な複写や加工及び転送、記録媒体の外部への持ち出しは禁止します。また、記録媒体は、施錠のできる保管庫等に厳重に保管するとともに、記録媒体の管理台帳等を備え付けて適正に管理します。
- (3) 画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とします。ただし、設置者等が事件・事故の捜査のために特に必要と判断するときは、理由を明確にして保存期間を延長することができます。
- (4) 保存期間を経過した画像データは、速やかに初期化又は上書きするなど、確実に消去します。
- (5) 記録媒体を処分するときは、物理的な粉碎又は復元のできない完全な消去等

を行い、画像データが読み取れない状態にします。また、処分の日時、方法、処分者等を確実に記録しておきます。

- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止措置に十分な配慮をする必要があります。

7 画像データの閲覧・提供の制限

- (1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止します。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合等をいいます。

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況が撮影された画像データを提供する場合等をいいます。

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合

閲覧後に画像データを提供する場合は、上記アに基づく文書によることとします。

エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

閲覧・提供にあたっては、本人以外の者の画像を除去するなど、第三者の権利やプライバシーを侵害することがないように、細心の注意が必要です。

- (2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存しておきます。

※ 巻末に「画像データ提供記録書の例」を掲示してあります。

8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対して、責任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置を講じる必要があります。また、あらかじめ苦情・問い合わせ担当者を指定しておくなど、対応要領を定めておくことが必要です。

9 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置・運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、このガイドラインの各項目及び第4に示した「防犯カメラの設置・運用規程（例）」の遵守事項を委託契約の条件にするなど、適正な運用を徹底します。

10 保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。

あわせて、設置場所や撮影範囲が適正かなどの見直しを行うこととします。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持ってカメラや録画装置等の機器及び設置表示を撤去します。

11 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

防犯カメラの設置基準については、全国的な統一基準等はなく、防犯カメラに対する個人の考え方についても千差万別で複雑なのが現状です。また、防犯カメラの購入費・設置費はもとより、運用を継続するための維持・管理にも相当な負担とコストがかかります。自治会等で防犯カメラを設置する場合は、事前に地域の住民等に対する説明会を開催するなど、設置に向けた合意形成は慎重に行うことが大切です。

12 ガイドラインの活用

犯罪の防止を目的とする防犯カメラ以外のカメラであっても、特定の個人を識別できる画像等を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護等には十分配慮した取り扱いに努めてください。

第4 設置・運用規程の策定

1 設置者又は管理責任者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事項等を盛り込んだ規程を策定してください。

(1) 防犯カメラの設置目的

(2) 防犯カメラの設置場所及び設置台数、設置の表示

(3) 防犯カメラの管理責任者等の指定及び責務

- (4) 画像データの漏えい、滅失、改ざん防止等、適正な管理にかかる次の事項
 - 記録媒体の保管方法
 - 画像データの保管期限、消去方法
- (5) 画像データの利用及び提供制限
- (6) 苦情等への対応
- (7) 保守点検
- (8) その他必要な事項

2 次の「防犯カメラ設置・運用規程（例）」を参考としてください。

〇〇〇（設置者）防犯カメラの設置・運用規程（例）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇（設置者）が△△△（場所・施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、△△△（場所・施設）における犯罪防止や事故防止のために設置する。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、△△△（場所・施設）に○台の防犯カメラを設置する。

【※ 配置図には、カメラの位置、撮影方向を表示します。（別紙1「防犯カメラ等配置図の作成例」参照）】

(2) 設置の表示

防犯カメラを設置する建物や施設の出入り口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名、連絡先を記載することとする。

【※ 施設の名称などから設置者名が明らかな場合は、設置者名等を表示しないことができます。（別紙2「防犯カメラ設置表示板の作成例」参照）】

4 管理責任者等

(1) 〇〇〇（設置者）は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は***とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。

(4) 操作取扱者は・・・とする。

【※ 管理責任者だけが防犯カメラ等を取り扱う場合は、(3)(4)は不要です。】

5 設置者等の責務

- (1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう務めるとともに、防犯カメラに容姿を撮影された者の権利の保護を図らなければならない。
- (2) 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像データ等の管理

(1) 保管場所

録画装置及び記録媒体の保管（場所）は保管庫（×××室）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。

(2) 立ち入り制限等

録画装置及び記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、管理責任者が許可した場合を除き禁止する。

保管場所には、〇〇〇（設置者）、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可したもの以外は立ち入ることができないこととする。

(3) 保存期間

画像データの保存期間は〇日間とする。

(4) 画像データの不必要な複製及び加工の禁止

画像データの不必要な複製や加工を禁止する。

(5) 画像データの消去等

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を記録する。

7 画像データの利用及び提供の制限

- (1) 画像データは、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために、緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、

これに協力する場合

エ 画像データに記録された本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
本人に提供する場合の画像データ抽出及び個人情報保護に基づく画像データ処理等にもなう費用は、請求者本人が負担するものとする。

- (2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。

【※ 別紙2「画像データ提供記録書の例」参照】

8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

9 保守点検

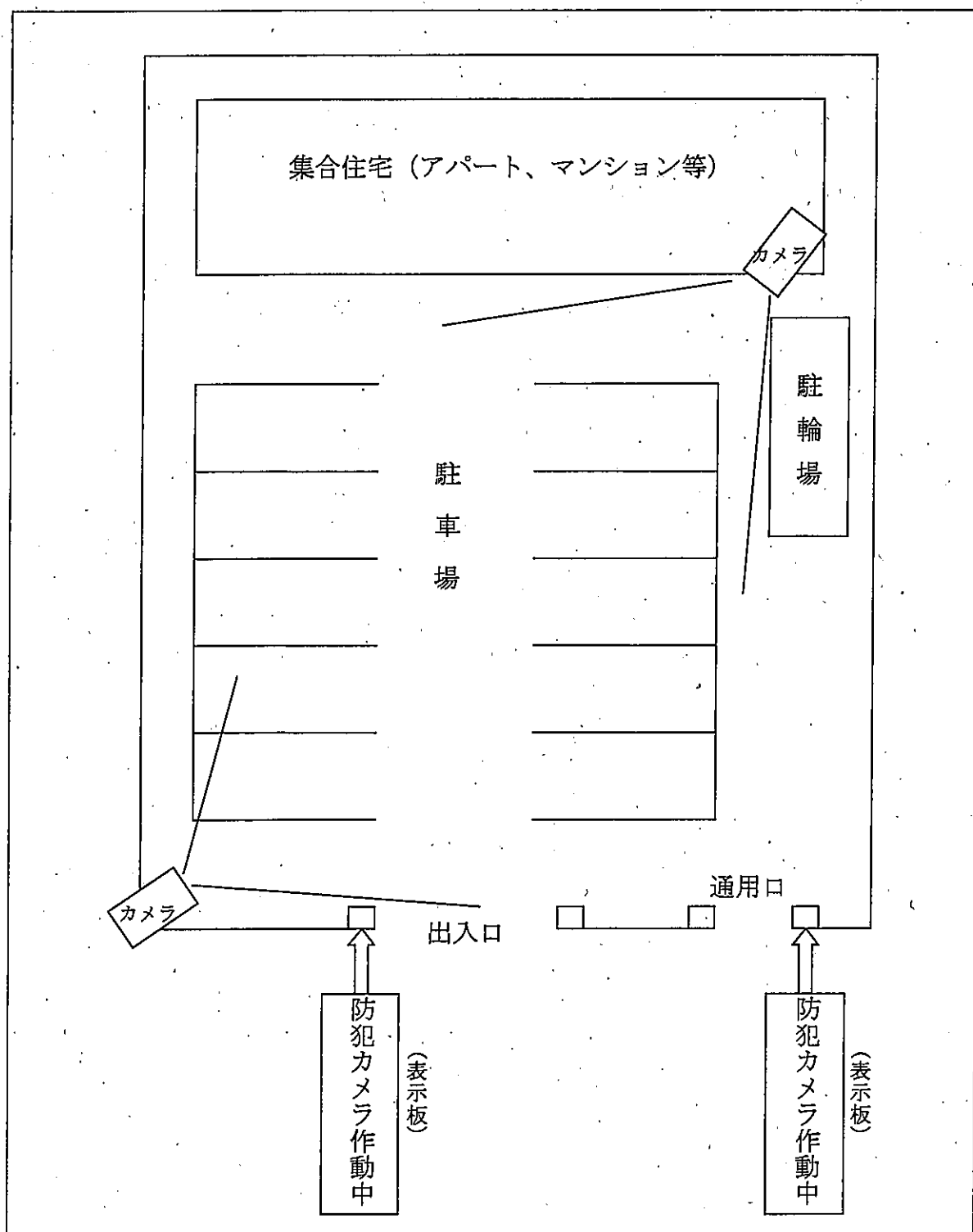
防犯カメラの機能維持のため、〇か月ごとに保守点検を行うものとする。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別紙 1

【防犯カメラ等配置図の作成例】



別紙 2

【防犯カメラ設置表示板の作成例】

設置者 〇〇〇〇	防犯カメラ 作動中
連絡先 △△△△	

【画像データ提供記録書の例】

提供日時	平成 年 月 日 時 分
提供先	所属機関
	職・氏名
	連絡先
画像内容	
録画時間	～ (時間 分 秒)
提供方法	(ア) 閲覧のみ ☐ 記録媒体複製 () (イ) その他 ()
提供理由	
身分確認	
その他	

取扱者氏名